

平成28年2月29日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市まちづくり基本条例推進委員会
会長 岩崎 恭典

検討結果報告

亀山市まちづくり基本条例第20条第2項第1号に規定するまちづくりの推進に関する具体的な方法について、当委員会において下記のテーマによる調査検討を行いました内容を別紙のとおり報告します。

つきましては、当委員会の検討結果を尊重し、条例の趣旨に則った亀山らしいまちを実現されるよう要望します。

記

1. 地域づくり
2. 協働
3. 亀山市まちづくり基本条例との整合の検証

「亀山市まちづくり基本条例に基づく
まちづくりの推進のための具体的な方法」
に関する検討結果報告書

平成28年2月

亀山市まちづくり基本条例推進委員会

1. 検討の概要

(1) 検討の趣旨

亀山市まちづくり基本条例に基づくまちづくりの推進のため、同条例第20条第2項第1号に規定する「この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法」について検討を行ったものである。

(2) 検討の経過

当委員会では、平成26年8月から平成28年2月の間、計9回の会議を開催し、まちづくりの推進に関する具体的な方法の検討を行った。

検討を行った具体的な項目は、「第1期亀山市まちづくり基本条例推進計画（H24—H25）」の進捗状況を踏まえて、今後、条例の具体化に向けて必要なテーマを「地域づくり」、「協働」、「まちづくり基本条例との整合の検証」の3項目に集約し、各項目について調査研究を行った。

なお、第1期推進計画の項目の一つであった「中間支援組織の設立に向けた支援の必要性」については、市民活動応援事業の制度自体がスタートしたばかりであり、もう少し長期的な視点で見守る必要があることから、今回の検討テーマとはしなかったものの、前述の3項目を調査研究する中でも常に意識しながら調査研究を重ねてきた。

(3) 検討の範囲等

当委員会において検討を行う範囲は、各項目について亀山市のまちづくりを進めるにあたり、目指すべき方向性について検討を行った。

なお、当委員会の検討過程においても、各項目について、より具体的な意見などもあった。今後、執行機関において具体的な取り組みを進めるにあたっては、そうした意見も尊重されたい。

2. 項目別検討結果

(1) 地域づくり

この項目では、主に、①地域活動組織（まちづくり協議会・地区コミュニティ・自治会）についての検討を行った。

その概要としては、次のとおりである。

①地域活動組織

（検討のポイント）

- ・まちづくり協議会とコミュニティの違い
- ・まちづくり協議会としての組織体制のモデル
- ・地域の活動のリーダー（担い手）
- ・まちづくり協議会と地域予算制度との関係
- ・防災や情報提供の側面において、地域住民をケアするまちづくり協議会の役割

（検討から導かれた課題）

- ・まちづくり協議会の必要性の明確化が必要。
- ・まちづくり協議会と地区コミュニティの違いを市民が理解できていない。
- ・地域を担う人材を育成、確保するための市全体の体系的なプログラムが必要でないか。地域活動組織で人材育成を行うには無理がある。
- ・地域の意見を聞いて、地域にとって使いやすい地域予算制度を構築しなければ意味がない。
- ・まちづくり協議会の根拠条例では、地域まちづくり計画の策定が規定されている。まちづくり計画が市総合計画と整合していることが重要であり、市の支援も必要である。
- ・地域の主体性を損なわずに、地域住民が計画づくりに参画する仕組みを検討する必要がある。
- ・将来的な地域を支える組織はどうあるべきか。また災害時の情報提供や地域住民のケアについて地域活動組織の役割は何か。

これらの当委員会での調査検討の課題に基づき、執行機関における現在の取組状況の報告を受けた。

そうした執行機関の取組状況を踏まえ、当委員会として、「地域づくり」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「地域づくり」の方向性

- ①自立した新たな地域組織の「創設」に向けたしくみづくりが継続して必要である。
- ②自立した地域組織の「活動の活性化」に向けて自主的な地域づくり活動を支える取り組みが必要である。

現時点での方向性としては以上だが、今後の具体的な取り組みにおいて次の点を考慮されたい。

- 自立した新たな地域組織の創設については、新しい地域組織の設立の意義や違いを市民がまだ十分に理解しているとは言えない状況であることから、その必要性を地域に丁寧に説明した上で、取組を進められたい。
- 自立した地域組織の自主的な地域づくり活動を支える取り組みとして、地域予算制度の構築や地域まちづくり計画の策定支援などが挙げられるが、それぞれについて、地域の意見をよく聞いて、できるかぎり早期に具体的な方策を検討されたい。
- 今後間もなく自立した地域組織が市内全域で設立されることが予想される中、その後は、地域の担い手・リーダーの育成が大きな課題になる。このことから、地域を支える人材育成の方策の検討が必要であるとともに、地域担当職員制度についても、職員研修を充実させ、さらなるスキルアップを図られたい。

(2) 協働

この項目では、主に、①現行の協働事業提案制度、②協働の仕組みの見直しの2点についての検討を行った。

また、今回の検討テーマとしては見送った「中間支援組織の設立に向けた支援の必要性」について、本項目の中で意識することとした。

それぞれの概要としては、次のとおりである。

①現行の協働事業提案制度

(検討のポイント)

- ・市民活動団体の使いやすさ
- ・現状の問題点や課題、今後の方向性

(検討から導かれた課題)

- ・制度開始から提案件数が減少している中、現行制度の検証を行う必要があるのではないか。

②協働の仕組みの見直し

(検討のポイント)

- ・市とまちづくり協議会との協働のカタチ
- ・地域まちづくり計画に基づく事業の協働提案はありえるのか。

(検討から導かれた課題)

- ・新しい地域組織としてまちづくり協議会が設立されたが、現行の協働の仕組みを見直す必要性はないのか。
- ・地域まちづくり計画で合意形成された事業を、現行の協働の指針で示されるフローのように、公開ヒアリングや選定委員会で議論することは適切なのか。

※中間支援組織の設立に向けた支援の必要性

(検討のポイント)

- ・現行の市民活動応援制度の検証
- ・中間支援組織の必要性の確認

(検討から導かれた課題)

- ・事業継続に向けて、現行制度の検証を行う必要がある。
- ・さらなる周知や応援券が流通するための検討など長期的な視点で見守る。
- ・亀山市にとって、必要な中間支援機能とはどんな機能なのか。

これらの当委員会での調査検討の課題に基づき、執行機関における現在の取組状況の報告を受けた。

そうした執行機関の取組状況を踏まえ、当委員会として、「協働」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「協働」の方向性

- ① 現行の協働事業提案制度の検証（課題、問題点の整理）を踏まえて、新たな協働事業の仕組みについて検討する必要がある。
- ② まちづくり協議会という新たな地域組織が設立された現状に基づき、行政と市民等とのさらなる協働の推進を図るため、現行の協働の指針の見直しの必要性について検討する必要がある。

現時点での方向性としては以上だが、今後の具体的な取り組みにおいて次の点を考慮されたい。

- 協働事業提案件数が減少傾向にある中、今、市民等に求められている協働が何かを現行制度の検証の中で十分検討された上で、新たな協働事業の仕組みを構築されたい。
- 多様化する行政課題や地域課題を解決するために、まちづくり協議会が地域まちづくり計画を策定し、さまざまな事業を展開する場合の協働の位置づけなど、行政と市民等とのさらなる協働の推進を図るため、現行の「亀山市協働の指針」の見直しの必要性を十分検討されたい。
- 新たな協働事業の仕組みの構築や協働の指針の見直しについては、今後自立した地域組織が各地域で立ち上がってくることを踏まえると、平成 29 年度から制度運用が可能になるよう、できる限り速やかに検討を行い、地域にとって十分な周知期間をもって取組を進められたい。

ここでは具体的な方向性としては明記しないが、次の点は今後も意識して取り組まれたい。

- 市民活動応援制度の検証や協働の仕組みの見直しを行う中で、本市において、市民等に望まれる中間支援機能のあり方について、併せて検討を進められたい。

(3) まちづくり基本条例との整合の検証

この項目では、主に、①条例との整合性を確認する検証方法についての検討を行った。

その概要としては、次のとおりである。

①条例との整合性を確認する検証方法

(検討のポイント)

- ・ 現行の事務内容の検証
- ・ 確認対象の検討
- ・ 整合性を確認した結果の点検

(検討から導かれた課題)

- ・ チェックリストは作成しているが、記載内容の妥当性をどのように判断しているのか。
- ・ 条例との整合性を確認する範囲はどこまでとするのか。
- ・ 整合を確認するしくみは、現在の方法だけで十分なのか。
- ・ 行政がチェックした内容を市民が確認できるのか。

これらの当委員会での調査検討の課題に基づき、執行機関における現在の取組状況の報告を受けた。

そうした執行機関の取組状況を踏まえ、当委員会として、「まちづくり基本条例との整合の検証」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「まちづくり基本条例との整合の検証」の方向性

①まちづくり基本条例の趣旨に対する職員の意識をより一層高めるため、条例との整合の検証方法を充実する必要がある。

現時点での方向性としては以上だが、今後の具体的な取り組みにおいて次の点を考慮されたい。

- 現行のチェックリストに対する判断基準の作成や、作成したチェックリストのホームページ等での公表など、客観性を備えた検証手法を検討されたい。
- 初任者研修におけるまちづくり基本条例の内容説明を充実させるほか、チェックリストの作成に関する職員研修を行うなど、職員の条例に対する意識を高めるための方策を検討されたい。

3. まとめ

平成26年度から平成27年度にかけて、当委員会において行った「亀山市のまちづくりの推進のための具体的な方策」についての検討結果は、以上のとおり、それぞれの項目での方向性を示したところである。

今後は、市長において条例第19条の規定に基づき、まちづくりの推進に関する具体的な方法となる推進計画を策定され、より具体的な取り組みへとステップを進められることとなる。

その策定及び実施にあたっては、当委員会の検討結果を尊重し、亀山市まちづくり基本条例の趣旨に則った「亀山らしいまち」の実現を期待するものである。

なお、具体的な取り組みの進捗状況等については、当委員会へ報告されたい。